

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問02（情）第1号）

### 第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、令和2年1月15日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「広島県内公道を走行中の〇〇大臣（当時）を乗せた車両のスピード違反を認識し、〇〇氏側に警告したとされる〇〇年〇〇月〇〇日当日の〇〇大臣車両の警護もしくは先導等の目的で伴走した広島県警車両の運行記録及び搭乗警察職員による〇〇車両のスピード違反確認及び警告、県警内部への報告等を示す文書及び搭載カメラ等による映像、録音等の記録一式」（以下「本件請求文書」という。）について開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第8条第2項の規定により、開示決定等の決定期間を令和2年2月28日まで延長する旨、令和2年1月27日付けで審査請求人に通知した。

その後、本件請求文書の存否を答えるだけで条例第10条第2号及び第4号に規定する不開示情報を開示することになるとして、条例第7条第2項及び第13条の規定により、行政文書存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という）を行い、令和2年2月20日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和2年2月26日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 審査請求書における主張

ア 本件請求文書は、条例第10条第2号ただし書ハに規定する公務員に関するものであるため、本件請求文書の存否を拒否する理由として条例第10条第2号を適用するのは不適當である。国の現職閣僚が利用する車両の速度違反行為を実施機関がもみ消したとされる疑惑の解明という、公益上も必

要な情報である。

イ 条例第 10 条第 4 号についても、拒否する理由に適用するのは不適當である。公共の安全と秩序維持に支障を及ぼすどころか、閣僚を乗せた車両の速度違反及び違反を確認した警察職員による法令違反を隠蔽した疑いを解明し、公共の秩序の維持回復につながるものであると思料する。

(2) 反論書における主張

本件処分 of 根拠である条例第 13 条の「保護されるべき利益」とは何かについて、一切の説明がない。「保護すべき利益」に対する侵害を根拠に存否応答拒否を無条件に認めるならば、重大な法令違反を含めて不都合な情報の存在自体を隠蔽することも容易になる。条例第 1 条で定めた説明する責務や公正で開かれた県政を推進するという制度の目的に反する恣意的な運用である。解釈や運用に当たって、開示を求める権利を十分に尊重すべきことを定めた条例第 3 条にも反している。

実施機関は、本件処分の理由として、本件請求が「特定人の犯罪事実が存在することを前提として行われている」として、条例第 10 条第 2 号による個人情報保護を挙げている。しかし、そもそも本件請求は、実施機関が〇〇大臣のスピード違反を見逃したとする〇〇報道（〇〇年〇〇月〇〇日号）の真偽を検証するため、当該報道に関連する文書の開示を請求したものであって、「犯罪事実が存在することを前提」としたものではない。〇〇大臣（又はその使用人）及びその移動に当たって周辺で案内・警護等に当たる警察職員という、いずれも公務員の職務遂行等に関する情報であって、条例第 10 条第 2 号ただし書ハの規定により、個人情報保護の例外とされているはずである。

実施機関は、本件処分の理由として、条例第 10 条第 4 号を根拠に、「公共の安全と秩序の維持に支障をきたすおそれがある」としている。しかし、本件請求は、〇〇により報道されたスピード違反が行われたかもしれないとする特定の日時における職務遂行状況に絞って情報開示を求めたものであって、警護対象者に対する警備活動全体について全面的な開示を求めたものではない。政府閣僚等の公務等による移動を警察が警護等に当たることは一般にも広く知られ、目撃されていることであって、日時等を特定した請求が「安全と秩序の維持に支障をきたす」とするのは権利の濫用で、不祥事の隠蔽にも利用されかねない行為ではないか。

実施機関は、本件請求に対する決定期間の延長理由について、行政文書の特定等に相当の日数を要すると説明している。しかし、日時や状況を特定しての開示請求であるため、行政文書の特定はきわめて容易であると推定され、決定期間の延長通知以前に延長を知らせる女性職員からの電話連絡においても、期間延長の理由は文書特定以外の要因であるとの示唆を受けた。にもかかわらず、実施機関は、「特定等に相当の日数を要す」「開示決定等を行うことが困難」という具合に、「等」というあやふやな理由説明に終始している。このような説明は、条例第 8 条第 2 項にいう「事務処理上の困難その他正当な理由」に該当せず、また、「理由を書面により通知しなければならない」義務に違反する疑いがある。

本件請求文書は、〇〇で報道されたような〇〇大臣という〇〇を指揮し得る閣僚やその使用人らの行為に対して、実施機関による過度な付度（規則違

反の黙認、もみ消し等)があったかどうかを検証するために不可欠な情報であって、公益に資するものであると信じる。実施機関に内部統制上の欠陥があるのではないかという点も含めて、諮問実施機関には厳正に審査を行っていただきたい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した実施機関の弁明書によると、実施機関が本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分の理由

次の理由から、本件請求文書の存否を明らかにすると、条例第10条第2号及び第4号に規定された不開示情報を開示することとなるため、本件処分を行ったものである。

###### (1) 条例第10条第2号に該当する理由

本件請求は、特定人の犯罪事実が存在することを前提に行われているところ、本件請求文書の存否を明らかにすることは、特定人の犯罪事実の有無を明らかにすることとなり、個人の権利利益を害するおそれがある。そのため、条例第10条第2号で規定された個人情報の保護を理由として本件処分を行ったものである。

###### (2) 条例第10条第4号に該当する理由

特定日における警護対象者の警護事実の有無について公にすることは、当該警護対象者に対して、いつどのような時に警護を行っているかという警護手法を明らかにすることとなり、当該警護対象者の活動を妨害するなどの目的で、不法行為を企図する反社会的勢力の者などが、これらの情報を収集・分析することにより、警護体制の強弱やその傾向を推測し、警察の警護活動の間隙を縫って犯罪行為等を敢行することが可能となるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障をきたすおそれがある。

そのため、条例第10条第4号で規定された犯罪の予防・捜査等の情報を保護することを理由として、本件処分を行ったものである。

##### 2 審査請求人の主張に対する弁明

###### (1) 上記第3の2(1)アについて

上記1(1)のとおり、本件請求のように、特定人の犯罪事実が存在することを前提に行われている場合は、対象となる行政文書の存否を明らかにすることで、特定人の犯罪事実の存否を明らかにすることとなり、個人の権利利益を害するおそれがあると認めたことから、条例第10条第2号を本件処分の理由として明記しているものである。

###### (2) 上記第3の2(1)イについて

上記1(2)のとおり、本件請求文書の存否を明らかにすることは、特定日における警護事実の存否を明らかにすることとなり、不法行為を企図する者が警察の警護活動の間隙を縫って犯罪行為等を行うことが可能となるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全の維持と社会の秩序の維持に支障をきたすおそれがあると認めたことから、条例第10条第4号を本件処分の理由として明記しているものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件処分の妥当性について

#### (1) 存否応答拒否制度について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人の権利利益を侵害したりすることがあり得る。

このため、条例第13条は、対象となる行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否できる場合を例外的に規定しているものである。

そして、本件請求文書について、実施機関は、存否を答えるだけで条例第10条第2号及び第4号に規定する不開示情報を開示することとなるとしている。

#### (2) 本件請求文書に係る条例第10条第4号該当性について

条例第10条第4号は、公にすることにより、犯罪の予防、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている行政文書を不開示とすることを定めたものである。その場合、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、専門的、技術的判断を要するため、実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とするものである。

なお、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、本号に該当する情報については、その性質上、開示又は不開示の判断を行うに当たり、高度の専門的・技術的な判断が求められることが想定されることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものであると認められるかどうかを審査・判断するものであることを示す趣旨である。

本件請求文書は、「〇〇年〇〇月〇〇日当日の〇〇大臣車両の警護もしくは先導等の目的で伴走した広島県警車両」に関する文書である。ここにいう「〇〇大臣車両」とは、本件請求において、「広島県内公道を走行中の〇〇大臣（当時）を乗せた車両」とされている。

そうすると、本件請求文書の存否を答えると、〇〇年〇〇月〇〇日に、実施機関が、車両を用いて、〇〇大臣という現職の国務大臣を乗せた車両の警護を行ったかどうかという情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになる。

国務大臣を含む要人に対しては、様々な手段を用いての不法行為の企図が想定されるところであり、特定日に関する警護の有無に関する情報でも、公にすると、情報分析の対象となって、当該企図の一助となり得ることは否定しがたい。

したがって、本件請求文書の存否に関する情報は、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障をきたすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由があるものと認められる。

以上のことから、本件請求文書の存否を答えることは、条例第 10 条第 4 号の不開示情報を公にすることとなるため、同条第 2 号の該当性について判断するまでもなく、条例第 13 条の規定により本件請求を拒否した本件処分は、妥当である。

## **2 審査請求人のその他の主張**

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## **3 結論**

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

## **第 6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年5月27日	諮問を受けた。
令和2年12月24日 (令和2年度第8回第2部会)	諮問の審議を行った。
令和3年1月15日 (令和2年度第9回第2部会)	諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

石 井 誠一郎	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 田 健 吾 ( 部 会 長 )	広島修道大学教授